

定期報告対象建築物の報告時期（令和6年度は下表のうち網掛け施設が対象です。）

（愛知県、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、春日井市）

用途	規模 （次のいずれかに該当するもの）	特定建築物調査報告時期 （3年に1回）	建築設備検査報告時期 （毎年）	防火設備検査報告時期 （毎年）
旅館、ホテル	①3階以上又は地階にある ②2階の床面積が300㎡以上	令和7年 令和10年 令和13年	6月1日～ 8月31日	
病院、診療所（患者の収容施設があるもの）	①3階以上又は地階にある ②2階の床面積が300㎡以上			
複合用途建物	次のいずれにも該当するもの ①床面積の合計が1,000㎡超 ②3階以上の階又は地階にある ③表に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの			
物品販売店舗、 展示場、遊技場、 公衆浴場、飲食店等	①3階以上又は地階にある ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上	令和8年 令和11年 令和14年	6月1日～ 8月31日	6月1日～ 11月30日
劇場、映画館、 演芸場	①3階以上又は地階にある ②客席の床面積が200㎡以上 ③主階が1階にない			
観覧場、公会堂、 集会場	①3階以上又は地階にある ②客席の床面積が200㎡以上			
就寝用福祉施設 （サービス付き高齢者向け 住宅、老人ホーム、老人短期 入所施設等、障害者支援施設、 助産所等）	①3階以上又は地階にある ②2階の床面積が300㎡以上	令和6年 令和9年 令和12年	6月1日～ 8月31日	
体育館、図書館等、ボー リング場、水泳場等のスポーツ 練習場（いずれも学校に 付属するものを除く）	①3階以上の階にある ②床面積が2,000㎡以上			
事務所	次のいずれにも該当するもの ①階数が5以上 ②床面積の合計が1,000㎡超 ③3階以上の階又は地階にある			

※該当する用途の床面積が100㎡以下のもの、又は、該当する用途が避難階（直接地上へ通ずる出入り口のある階をいう）のみにあるものは対象外

特定建築物調査：特定建築物等を所有又は管理されている方は、建物全般にわたって調査を行いその結果を定期的に報告するものです。（該当する用途部分が100㎡以下、該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外）

建築設備検査：特定建築物等に設置されている換気設備・排煙設備・非常用の照明装置などが正常に作動するかどうか検査を行いその結果を定期的に報告するものです。

防火設備検査：特定建築物等に設置されている防火戸・防火シャッターなどの防火設備が正常に作動するかどうか検査を行いその結果を定期的に報告するものです。

（注）防火設備の検査は、定期報告対象建築物に設置されたもの、定期報告対象建築物以外の病院、有床診療所又は就寝用福祉施設で床面積が200㎡を超える建築物に設置されたものが対象となります。